

## TOPICS 01

## 平川市すこやか住宅支援補助金

移住者、子育て世帯、新婚世帯の  
住宅新築・購入を支援します！市では、移住・定住の促進と人口増加を図るため、移住者・子育て世帯・新婚世帯の方へ、  
住宅を新築または購入する場合にかかる経費の一部を補助します。

## ●補助対象者

申請時点で、①～⑤のいずれかと、右記の必須条件を満たす方が対象です。

- ①5年以上平川市に住民登録がなく移住する予定の方
- ②5年以上平川市に住民登録がなく移住し、転入後2年以内の方
- ③中学生以下の子どもまたは妊婦がいる世帯
- ④婚姻日から2年以内の新婚の世帯
- ⑤住宅新築・購入後の実績報告時までには婚姻し夫婦となることが見込まれる方がいる世帯

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

←市ホームページは  
こちら

## 《必須条件》

- ・市税などを滞納していない方（同居する方を含む。転入予定の方は、申請時に住民登録している市町村の市町村民税などを滞納していない方）
- ・取得する住宅がある地区の町会に加入している、もしくは実績報告時までには加入する方

## ●補助対象住宅

平川市内にあり、申請する方が所有し居住する住宅  
(新築住宅・建売住宅・中古住宅)

## 《必須条件》

- ・住宅の延べ床面積 50㎡以上
- ・店舗併用住宅は住宅部分の延べ床面積が2分の1以上
- ・【新築の場合】→工事開始前  
【購入の場合】→売買契約前に申請してください。

※個人から中古住宅を購入する予定の方は事前にご相談ください。

## ●補助金額

補助金の額は、次の表に定める額または補助対象経費の10分の1に相当する額（1,000円未満切捨て）のいずれか低い額となります。

区分	対象者	移住者				市内の子育て・新婚世帯
		県外		県内(市外)		
		子育て・新婚世帯	子育て・新婚世帯以外	子育て・新婚世帯	子育て・新婚世帯以外	
市内業者	100万円	60万円	60万円	30万円	30万円	
市内業者以外	80万円	40万円	40万円	20万円	20万円	

弘前圏域空き家・空き地バンクを通じて空き家を購入する場合は、それぞれの区分に30万円を追加

※市内業者とは、平川市内に本社、本店、支店、営業所などを置く建築・不動産業者です。  
 ※土地購入、外構工事、家具・電化製品の購入などに要する費用は、補助対象外です。  
 ※住宅の所有者が複数となる場合、補助金額が変わる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

[申込み・問合せ] 政策推進課 政策推進係 ☎44-1111 (内線1413)

## TOPICS 02

## 平川市結婚新生活支援補助金

新婚世帯の住宅購入・賃借・リフォーム  
引越しを支援します！

市では、新婚世帯の方へ住宅の新築または購入費やリフォーム費用、引越し費用の一部を補助します。

## ●補助対象世帯

申請時点で、以下の全てを満たす世帯が対象となります。

- ①令和3年分の世帯の所得の合計額が400万円未満であること  
(申請時点で無職の場合は、離職した者については所得無しとします。また、貸与型奨学金の返済を行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除します)
- ②婚姻時に、夫婦双方の年齢が39歳以下であること
- ③2年以上継続して居住する意思があること
- ④過去に同様の補助制度を受けたことがないこと
- ⑤市税などの滞納がないこと
- ⑥他の公的制度による家賃補助を受けていないこと

## ●補助対象経費と補助金額

令和4年1月1日から令和5年3月31日までに支払った住居の取得費、賃料、リフォーム費や引越し費用の合計額のうち、30万円を上限とします。(1,000円未満切捨て)

※リフォーム費用は倉庫・車庫の工事費用、外構工事、家電購入・設置は対象外となります。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

要件を満たせば、  
上記の補助金との  
併用もできます！←市ホームページは  
こちら

[申込み・問合せ] 政策推進課 政策推進係 ☎44-1111 (内線1413)

## TOPICS 03

## 農業者年金制度が改正されます

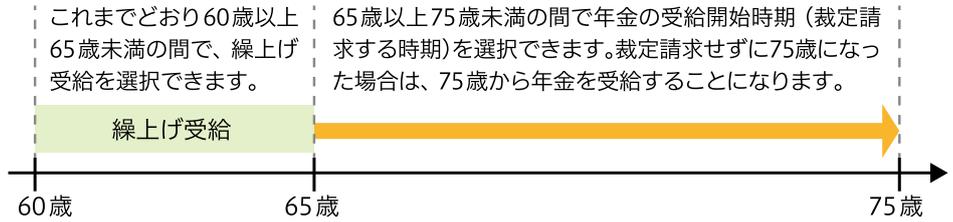
受給開始時期の選択肢が  
広がりました！

●改正日：令和4年4月1日

●対象者：昭和32年4月2日以降に生まれた方

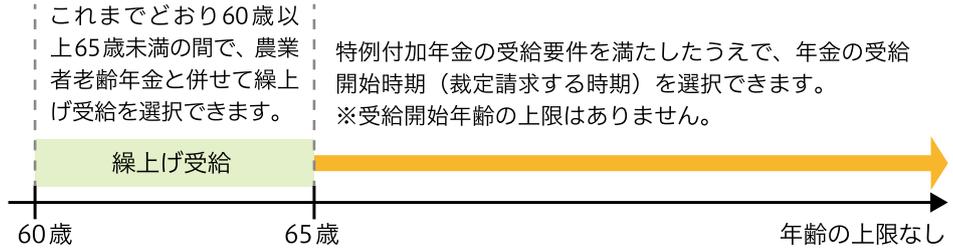
## (1) 農業者老齢年金

農業者老齢年金（通常加入された方）については、65歳以上75歳未満の間で受給開始時期を選択できるようになります。



## (1) 特例付加年金

特例付加年金（政策支援加入された方）については、特例付加年金の受給要件（※）を満たしていれば、いつでも受給開始時期を選択できるようになります。



## ※特例付加年金の受給要件

- ①60歳になった日の前日の時点で、20年以上保険料を納付していること
- ②農業を営む者でないこと（経営継承を完了していること）
- ③65歳以上であること

## 【留意事項】

一般的には、運用期間を長くすることで年金原資（※<sup>1</sup>）の充実が期待できますが、運用成績（※<sup>2</sup>）によっては、必ずしも年金額が増えるとは限りません。マイナス運用が続いた場合には年金原資が減少することもありますので、よく理解した上で受給を開始する時期を選択してください。

※<sup>1</sup> 年金原資…将来受け取る年金額の元手になる資金

※<sup>2</sup> 運用成績…年金を運用する際の損益の利率（毎年利率が変わります）

[問合せ] 農業委員会 事務局  
☎44-1111（内線2153）

## TOPICS 04

## 平川市ユース議会 令和4年度メンバーを募集します！

若者が活躍できるまちを目指し、地域や若者を取り巻く様々な問題を話し合い、政策の立案を行う「平川市ユース議会」の令和4年度メンバーを募集します。

## ●応募資格

- ・平川市に在住、在学、在勤または平川市に関心のある方
  - ・15歳から29歳までの方（中学生を除く）
- ※18歳未満または高校生の方は、保護者の承諾が必要です。

## ●募集概要

- ①定員／15人程度（応募多数の場合は選考を行います）
- ②任期／1年（再任できます）
- ③報酬／1日3,000円（交通費込み）

## ●応募書類

- ①応募用紙（市ホームページからダウンロードできます）
- ②作文「ユース議会に取り組みたいこと」
  - ・600～800字程度、様式は任意です。
  - ・詳しくは市ホームページをご確認ください。



●提出方法／政策推進課（市役所4階）に郵送、持参、またはEメールで提出してください。

【Eメール】 youth@city.hirakawa.lg.jp

●提出期限／5月9日（月）必着

※審査・選考結果は5月下旬に応募者全員に通知します。

## ●活動内容

- ①定例会／6月3日～12月末を目途に毎月第1・3金曜日 19:00～21:00  
文化センターや新庁舎（10月以降）で開催します。
- ②研修／先進地視察研修

令和2年度の平川市ユース議会では、市内の「飲食店パンフレット製作事業」が提案されました。令和3年度に、事業を提案したメンバーを中心に飲食店の取材などを進め、令和4年3月に完成しました。市公共施設などで無料配布しています！



[問合せ] 政策推進課 政策推進係  
☎44-1111（内線1412）

## TOPICS 05

## 軽自動車税（種別割）の減免について

以下の障害者手帳などの交付を受けていて、一定の条件を満たす場合は、申請により軽自動車税（種別割）が減免されます。対象となる手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学などのために軽自動車を使用している方はお問い合わせください。

**対象となる手帳** 身体障害者手帳、療育（愛護）手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳



## ■申請受付期間

5月6日（金）～5月24日（火）  
（土・日曜日を除く）

## ■申請窓口

・税務課住民税係  
・尾上総合支所庶務係  
・碓ヶ関総合支所庶務係  
・葛川支所庶務係

※期間を過ぎると、令和4年度の減免を受けられなくなります。

## ■対象となる車両と提出書類など

減免申請書と次の書類などを準備し、申請窓口で申請してください。

※減免申請書は申請窓口を設置してあるほか、市ホームページにも掲載しますのでご活用ください。



## 一般の軽自動車など

障害者本人または障害者の方と生計を一にする方が所有する軽自動車（障害者の方一人につき一台に限ります）

## &lt;提出書類など&gt;

- ①納税義務者の個人番号（マイナンバー）確認書類と本人確認書類
- ②運転する方の運転免許証
- ③車検証
- ④軽自動車税（種別割）納税通知書
- ⑤対象となる手帳など

※障害者の方と運転される方が別居している場合は、生計同一証明書（福祉課障がい支援係で発行）も必要です。

## 特殊用途の軽自動車

車体の構造や装置が、障害者利用のために特殊な仕様となっている軽自動車（車検証に「車いす移動車」などの構造について記載があるもの。記載がない場合でも、対象となる場合があります）

## &lt;提出書類など&gt;

- ①納税義務者の個人番号確認書類と本人確認書類（納税義務者が法人の場合は法人番号確認書類）
- ②車検証  
（「車いす移動車」などの構造について記載があるもの。記載がない場合は、車両の構造が確認できる書類、写真などをご用意ください）
- ③軽自動車税（種別割）納税通知書

## 留意事項

- ①減免申請は、毎年必要となります。
- ②普通自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税（種別割）の減免は受けることができませんのでご注意ください。減免は障害者の方一人につき一台（軽自動車、普通自動車にかかわらず）に限ります。
- ③既に納付された軽自動車税（種別割）については減免を受けることができませんので、納税組合などに加入されている方は特にご注意ください。（4月22日（金）までに、減免を受けたい旨を税務課住民税係にお知らせください）
- ④令和4年4月2日以降に手帳の交付を受けている場合は、翌年度より減免対象となります。
- ⑤申請を受付した場合でも、減免基準に合致しないことが判明した場合には減免を受けることができません。
- ⑥減免申請の結果は後日通知いたします。

※身体障害者などが福祉施設などへ入所している場合や、常時介護者が運転し、専ら身体障害者などのために1年以上継続して1週間につき3日以上使用する基準に満たない場合は、障害者手帳をお持ちであっても減免対象とはなりません。詳しくは担当までお問い合わせください。

[問合せ] 税務課 住民税係 ☎44-1111（内線1242）

有料広告

平川市小和森に新たな葬祭ホール

## ゆうネットホール平川

ゆうネットホール平川

西谷造花店 平川市原大野43-1（尾上駅前） TEL:0172-57-2677

運営会社

有料広告

## 高卒認定対策講座

高校卒業と同等の学力があると認められ  
将来の可能性がグーンと広がる！

5月開講  
オンライン授業  
対面授業

個別相談会実施中！（予約制）  
一人ひとりに合わせた学習プランをご提案します

ご予約は Web または 電話から  
☎0172-32-0315  
高卒認定のひろよび S.K.K. 弘前予備校

## TOPICS 06

## 楽しみながら健康づくりをしませんか？

65歳以上の方へ

## ●教室への参加者を募集します！

市内にお住まいの65歳以上の方を対象とした健康づくり教室が7月から始まります。一人ひとりの状態に合わせて専門のスタッフが指導します。健康・交流・生きがいのためなどどんな目的の方も参加できますので、気軽にお申し込みください！

【申込期限】6月10日(金)

～ 日常生活の改善に！いきいきとした毎日を送るために！～

- 体重を減らしたい
- プールで楽しく運動したい
- 話し相手や友人をたくさんつくりたい
- お口の手入れをして食事を楽しみたい
- 体力をつけて孫とたくさん遊びたい
- 頭の体操をして物忘れをなくしたい など



## ワクワク水中運動教室

7～9月 参加は無料です。

平川市スポーツ協会講師による水中運動や栄養指導を実施します。膝や腰の痛みが気になる方にもおすすめです。3か月で12回のプログラムです。

- 対象/65歳以上の方
- 定員/各コース10人程度(先着順)
- 場所/平賀屋内温水プール
- 日時/①毎週火曜日 12:00～13:00  
②毎週木曜日 12:00～13:00

## 短期型複合プログラム

7～10月 参加は無料です。希望者には送迎が付きます。

4か月で15回のプログラムを実施し、生活習慣や体質の改善を図ります。体操やレクリエーション、専門家による栄養・口腔改善指導を行います。

- 対象
  - ①要支援1・2の要介護認定を受けている方
  - ②「事業対象者」の保険証をお持ちの方
 ※要介護認定を受けていない方は、参加申込み後に基本チェックリストによる判定を実施し、対象となった場合に参加することができます。
- 定員/各教室10人程度(先着順)
  - ・緑青園 毎週水曜日 14:00～16:00
  - ・尾上地域福祉センター 毎週月曜日 13:30～15:30
  - ・碓ヶ関地域福祉センター 毎週木曜日 13:30～15:30

【申込み・問合せ】 高齢介護課 地域包括支援係 ☎44-1111(内線1157)

## TOPICS 07

## 高齢者などの肺炎球菌予防接種

費用の一部を助成します

令和4年度の助成対象と見込まれる方へお知らせをお送りしています。万が一、通知が届いていない方でも①、②のいずれかに該当する方は助成の対象となります。※任意接種を受けられた方の把握ができないため、既に接種を受けていてもお知らせが届く場合があります。予めご了承ください。

## ①次の生年月日の方

65歳	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれ	85歳	昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生まれ
70歳	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生まれ	90歳	昭和7年4月2日～昭和8年4月1日生まれ
75歳	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生まれ	95歳	昭和2年4月2日～昭和3年4月1日生まれ
80歳	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれ	100歳	大正11年4月2日～大正12年4月1日生まれ

②満60歳から満64歳の方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害があり、身体障害者手帳をお持ちの方で、今まで肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがない方

※過去に肺炎球菌ワクチン(23価)の接種を受けている方は助成の対象外となります。

▶対象期間 令和5年3月31日(金)まで

▶申込方法・助成額

(1) 接種を希望する医療機関に直接ご予約のうえ、予約日に健康保険証を持参し、接種を受けてください。市が契約している医療機関の窓口では接種費用から5,000円を差し引いた額をお支払いいただきます。生活保護受給中の方は接種料金が無料です。契約していない医療機関での接種を希望する場合はお問い合わせください。

また、予防接種の対象となる方のうち、②に該当する方は、身体障害者手帳も併せて持参してください。

※市が契約している医療機関については、同封のチラシまたは市ホームページをご確認ください。

(2) 市から郵送される予診票を医療機関窓口提出してください。



【問合せ】 子育て健康課 母子保健係 ☎44-1111(内線1143)

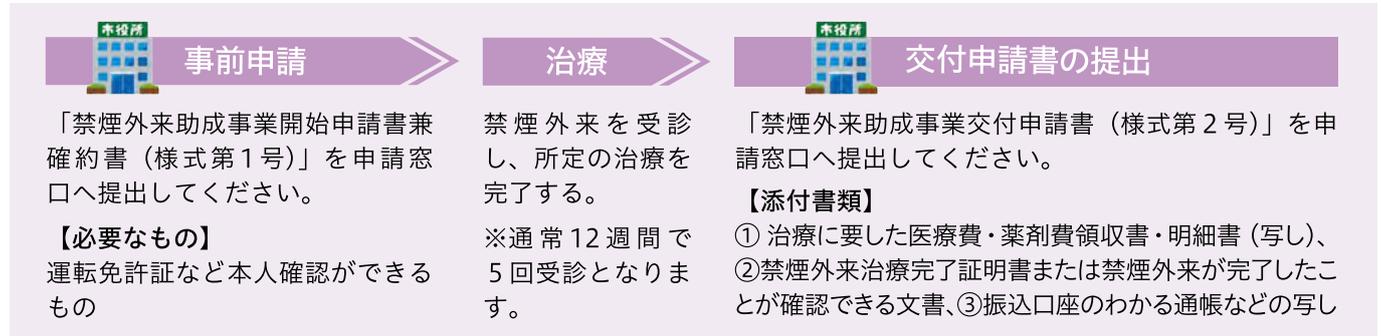
## 禁煙外来治療費を助成します

市では、喫煙や受動喫煙による健康被害を減らすため、公的医療保険が適用される禁煙外来治療にチャレンジする市民の方へ、費用の一部を助成します。



### ●助成までの流れ

※様式は市ホームページからダウンロードできます。



#### ▶対象者 <次の要件を全て満たしている方>

- ・治療開始前に子育て健康課に「事前申請」を行い、確認事項に同意した方
- ・事前申請日と助成申請時に市内に住所を有する、満20歳以上の方
- ・公的医療機関が適用される所定の治療過程を完了した方
- ・過去に平川市の禁煙外来治療費助成を受けたことがない方

#### ▶助成金額（1人1回のみ）

- ・禁煙外来治療に要した費用（自己負担額。薬剤費を含む）の2分の1（上限1万円）100円未満は切り捨て。

#### ▶事前申請

- ・禁煙外来を受診する予定の病院へ、治療が保険適用となるか確認のうえ、事前申請をしてください。

【事前申請受付期限】 12月28日(水)

#### ▶交付申請書の提出

- ・助成を受ける方は、令和5年3月までに禁煙外来治療を終え、申請をしてください。
- ・助成金の交付の申請は事前申請日から6ヶ月以内に完了する必要があります。

【助成申請期限】治療完了翌月末

※3月中に完了した場合は3月末

#### ▶申請窓口

- ・子育て健康課 健康推進係
- ・尾上、碓ヶ関総合支所 庶務係

#### ▶注意事項

- ・途中で治療を中止した場合、助成金は交付されません。
- ・市内医療機関では当面の間、禁煙外来治療を休止しています。市外の医療機関をご利用ください。



【問合せ】子育て健康課 健康推進係 ☎44-1111(内線1159)

## 今一度飼い方マナーについて確認してみましょう

犬や猫を飼う際は、周囲の人に迷惑をかけない心がけが大切です。次のことに注意し、飼い主としての責任を持ちましょう。

### 🐾 犬の飼い方マナー

- ▶散歩する際は、袋、紙、シャベル、水の入ったペットボトルなどを持ち歩き、ふんを放置せずに必ず後始末をしましょう。
- ▶他人の家の塀や門におしっこをさせないようにしましょう。おしっこをしてしまった場合は必ず洗い流しましょう。
- ▶散歩時は必ず引き綱（リード）につなぎ、通行人に迷惑がかからない長さで散歩しましょう。
- ▶市から交付される鑑札は首輪などに必ずつけましょう。（犬が迷子になった際、飼い主を探す手がかりになります）

### 🐾 猫の飼い方マナー

- ▶屋内で飼いましょう。（ケガや事故などから守るだけでなく、ふん尿やいたずらなどのご近所トラブルを未然に防ぐことができます）
- ▶繁殖を望まない場合は、必ず避妊・去勢手術をしましょう。
- ▶無責任な野良猫へのエサやりなど、ご近所に迷惑がかかる行為はやめましょう。
- ▶野良猫が敷地に住みつかないようにしましょう。

【問合せ】市民課 生活環境係 ☎44-1111(内線1226)

